

○公安委員会・県警察における情報公開条例審査基準の策定について
(平成25年12月11日岩県民第569号)

【沿革】平成27年3月岩県民第89号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）に基づく開示決定等の審査基準については、公安委員会・県警察における情報公開条例審査基準の策定について（平成13年8月21日付け岩県民第279号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、これまでの条例及び関係法令等の改正を踏まえ、所要の見直しを図り、新たに別添のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

岩手県公安委員会・岩手県警察における 情報公開条例審査基準

平成25年12月
岩手県公安委員会・岩手県警察本部

はじめに

警察行政の円滑な運営のためには、住民の理解と協力が何にも増して必要であり、また、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる観点からも、情報の公開は重要なことである。この審査基準は、こうした観点から、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）に基づき公安委員会及び警察本部長が行う行政文書の開示・非開示の決定に際して、準拠すべき条例の趣旨、解釈・運用、具体例を示し、もって個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

開示・非開示の判断に当たっては、この審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、この審査基準を画一的に適用することなく、個々の開示請求ごとに当該行政文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

また、この審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第1 基本事項

1 開示・非開示の基本的考え方

条例は、国民主権の理念にのっとり、地方自治体の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、行政情報は原則開示との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報とすることができる限り明確かつ合理的に定め、この非開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしている。

なお、条例第7条第2項の規定の適用により非開示とされる情報（法令等の規定により公にすることができないと認められる情報を除く。）であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、裁量的に開示ができることとされている（条例第9条）。

2 非開示情報の取扱い

条例は、第7条第2項で、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されていない場合の実施機関である公安委員会及び警察本部長の義務について規定しており、非開示情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。条例では非開示情報の範囲はできる限り限定したものとすとの基本的な考え方に立っており、条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならないこととなる。開示請求に係る行政文書の一部に非開示情報が記録されているときの非開示情報の取扱いは、部分開示（条例第8

条)の問題である。

3 非開示情報の類型

条例第7条第2項各号(同項第1号の規定による前項各号(第4号を除く。)を含む。以下同じ。)の非開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非開示情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、条例第7条第2項第1号の規定による前項第2号のただし書の情報に該当するため同号の非開示情報には該当しない場合であっても、他の号の非開示情報に該当し非開示となることはあり得る。

したがって、ある情報を開示する場合は、条例第7条第2項各号の非開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

4 条例第7条第2項各号の「公にすること」

条例第7条第2項各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということの意味する。

したがって、条例第7条第2項各号における非開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者に開示することによって生じるおそれだけでなく、「公にすることにより」生じるおそれがあるか否かを判断することとしている。

5 非開示情報該当性の判断の時点

非開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている非開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において非開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非開示情報に該当するわけではない。

なお、個々の開示請求における非開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第2 非開示情報

1 条例第7条第2項第1号の規定による前項第1号(法令等の規定又は国からの指示に係る情報)に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)の規定又は国からの明示の指示により公にすることができないと認められる情報

【趣旨】

1 第1項第1号は、法令等の規定又は国からの明示の指示による非開示情報の要件につ

いて定めるものである。

- 2 法令等の規定により公にすることができない情報は、この条例によっても開示できないことを確認的に規定するとともに、国からの法的な拘束力を持った指示により公にすることができない情報については、非開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「法令若しくは他の条例」とは、法律、政令、省令等の国法と条例のほか、これら国法及び条例の規定により、非開示とすべき事項を委任されている規則等を含むものである。
- 2 「国からの明示の指示により公にすることができないと認められる情報」とは、法律又はこれに基づく政令の規定による国の行政機関からの指示により、閲覧又は写しの交付が禁止されているものをいう。

【具体例】

「地方税法（昭和25年法律第226号）第22条（地方税務調査情報秘）」や「医療法（昭和23年法律第205号）第72条（保健所の医療機関検査秘密）」等の法律で職務上あるいは業務上知り得た他人の秘密を漏らしてはならない旨が規定されている。

2 条例第7条第2項第1号の規定による前項第2号（個人に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに岩手県土地開発公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

- 1 第1項第2号は、個人に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものである。
- 2 個人の尊厳や基本的人権の尊重の立場から個人のプライバシーに関する情報は非開示とする必要があるが、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確でないことから、個人のプライバシーを最大限尊重するため、特定の個人を識別することができる情報は、原則的に非開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「個人に関する情報」とは、次のような情報など、個人に関するすべての情報をいう。
 - (1) 思想、信条、信仰等個人の内心の秘密に関する情報
 - (2) 職業、資格、犯罪歴、学歴、所属団体等個人の経歴、社会的活動に関する情報
 - (3) 所得、資産等個人の財産の状況に関する情報
 - (4) 体力、健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報
 - (5) 家族関係、生活記録等個人の家族・生活状況に関する情報
 - (6) その他特定の個人が識別され、又は識別され得る情報なお、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、性質上、条例第7条第1項第3号で判断するものとし、第1項第2号の個人に関する情報から除外するという趣旨である。
なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報は第1項第2号に含まれる。
- 3 「特定の個人を識別することができるもの」とは、その情報から特定の個人を識別され、又は識別され得る可能性があるものをいい、次のような情報をいう。
 - (1) 氏名、住所等特定の個人が識別されるもの
 - (2) 他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得るもの
- 4 個人に関する情報であっても、統計のように素材が加工、処理され、結果として個人が識別できなくなっているものは、「特定の個人を識別することができる」とはいえないことから、第1項第2号には該当しない。
- 5 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報をいい、例えば、個人の未発表の研究論文、研究計画等の情報がこれに該当すると考えられる。
- 6 「ただし書ア」について
法令等の規定により公にされている情報（登記簿に登記されている法人の役員に関する情報、不動産の権利関係に関する情報等）や慣行として公にされている情報（表彰受賞者名簿、審議会等の委員名簿等で慣行上公にしているもの等）は、一般に公表されている情報であり、これを開示することにより、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、受忍すべき限度内にとどまると考えられるので、これを開示することとしたものである。

なお、法令等で請求目的が制限されているもの（戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第2項、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項）、閲覧等を利

害関係人等一定の者に限って認めているものは、一般に公表されている情報とはいえないことから、この規定には該当しない。

7 「ただし書イ」について

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する公益がある場合は、これを非開示とすべき合理的な理由は認め難いため、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報については、開示することとしたものである。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかは、非開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に当たっては、個人に関する情報の中には個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康等の保護と生活、財産の保護とでは、開示により保護される利益の程度に相当の差があることなどを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないように、慎重な配慮が必要である。

8 「ただし書ウ」について

- (1) 公務員等の職務の遂行に関する情報に含まれる公務員等の職に関する情報は、特定の公務員等を識別し得る情報として個人に関する情報に該当するものであるが、行政の説明責任の観点から、開示することとしたものである。
- (2) 「国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員」には、一般職のみならず特別職も含むので、同法第2条第3項に規定する国务大臣、国会議員、裁判官等も第1項第2号の公務員に含まれる。「地方公務員法第2条に規定する地方公務員」も、一般職と特別職の双方を包含することから、地方議会議員、審議会等の構成員の職で臨時又は非常勤のもの等も含まれる。
- (3) 「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をいう。したがって、公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員等にとっては、その職務遂行に係る情報には該当しない。
- (4) 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の氏名の開示・非開示については、第1項第2号アの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するかどうかにより判断されるものである。
- (5) 職務の遂行に係る情報に含まれる本県職員（警察の職員で、警部補又は同相当職以下の職員を除く。）の氏名については、県政執行における行政の責務として、県民の要請に応じ公表することが予定されていると考えられることから、第1項第2号アに該当し、個人に関する情報としては非開示とされないものである。

なお、警察の職員の氏名については、職務の遂行に係る情報ではあっても、警察業務の特殊性からして、そのすべてが公表されることを予定しているものではなく、具体的には、警部補又は同相当職以下の職員については、第1項第2号アに該当しないものである。
- (6) 職務遂行に係る情報であっても、それが他の非開示情報に該当する場合には、非開示とされることとなる。

- (7) 「当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が同時に他の公務員の個人に関する情報であり得ることに注意する必要がある。例えば、県立病院の医師が県職員の健康診断を行った場合、当該健康診断に関する情報は、当該医師にとっては当該職務の遂行に係る情報であるが、当該県職員にとっては職務遂行との直接的関連はなく、職務の遂行の内容に係る情報とはいえないことから、県職員の個人に関する情報として、原則的に非開示とされることになる。

【具体例】

1 警察職員の氏名の取扱い

本県警察における氏名を慣行として公にしている職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。本県警察が保有する行政文書に記載されている警察庁又は他の都道府県警察（以下「他県警察」という。）の職員の氏名については、警察庁又は当該他県警察において氏名を公にしている慣行によって判断する。

なお、氏名を慣行として公にしている職員であっても、開示請求の対象となる行政文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を開示すると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあるなど条例第7条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に該当する場合は、非開示とする。

2 被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に非開示とし、個人が特定できない形で開示する。

被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、本県警察、警察庁及び他県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を開示する。

ア 警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

イ 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ 開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

- (2) 被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として非開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、本県警察、警察庁及び他県警察が行った広報の範囲内で例外的に開示する。

ア 警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

イ 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

- (3) 上記(1)及び(2)のただし書における個人に関する情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

3 条例第7条第2項第1号の規定による前項第3号（法人等に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

- 1 第1項第3号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものである。
- 2 法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益は、保護される必要があることから、公にすることにより法人等又は個人の正当な利益を害するおそれがある情報については、公益性確保の観点から公にすることが必要であると認められる情報を除き、非開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 2 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産、所得等）は、第1項第3号に該当せず、条例第7条第1項第2号で判断するものである。
- 3 ただし書は、法人等又は個人の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示することを定めたものである。この場合、現実に危害が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、非開示とすることにより保護される法益と開示とすることにより保護される利益を比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に際しては、開示とすることにより保護される利

益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。

4 「ア」について

- (1) 「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の生産・技術・販売上のノウハウ、運営方針、人事、労務管理等の情報で、公にすることにより、法人等の事業活動等が損なわれると認められるもの及び公にすることにより法人等の名誉が侵害され、又は社会的信用若しくは社会的評価が低下するものをいい、必ずしも経済的利益の概念でとらえられないものを含むものである。
- (2) 法人等には、株式会社、公益法人、宗教法人、学校法人その他の法人のほか、政治団体その他法人でない団体など様々な種類のものがあるので、「正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該法人等と行政との関係や当該法人等の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性等それぞれの法人等及び情報の性格に応じて適正に判断する必要がある。

5 「イ」について

- (1) 法人等及び事業を営む個人に関する情報であって、非開示を条件として提供を受けた、いわゆる任意提供情報の取扱いを定めたものであり、当該情報については、非開示の条件が付されていることを理由にすべて非開示とするのではなく、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り非開示とすることを明らかにしたものである。
- (2) 「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかず提供された情報をいう。
なお、実施機関が法令等の定める権限に基づき強制的に入手し得る情報ではあるが、当該権限を行使せず行政指導等により任意の提供を受けたものについては、「任意に提供された」情報には該当しないものである。
- (3) 「通例として公にしないこととされているもの」に該当するためには、当該情報が現に公にされていないというだけでは足りず、当該情報の性質上、一般的に公にしないことが相当と認められることが必要である。
- (4) 「当時の状況等」とは、公にしないとの約束を付することの合理性の判断は、当該情報の提供当時の諸般の事情を基本として判断するが、必要に応じその後の事情の変化も斟酌して判断するとの趣旨である。

【具体例】

1 第1項第3号ア関係

- (1) 営業活動を行っている法人等については、業者名、代表者名、所在地名、電話番号等は開示する。また、当該営業活動を行っている法人等の取引金融機関口座、業者印、代表者印、検査印等については、当該法人等がこれらの情報を内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報として管理していると認められない限り、開示する。
- (2) 入札に関する文書（競争参加資格審査申請書、総合評価技術審査申請書、添付書類、有資格者名簿等）中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、第1項第3号アに該当し非開示とする。
また、承認図、取扱説明書等の文書中、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載

した部分についても、第1項第3号アに該当し非開示とする（なお、重疊的に条例第7条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）にも該当する場合があります。）。

2 第1項第3号イ関係

警察が企業に要請し、公にしないとの条件で任意に提供を受けている企業対象暴力事犯等に関する情報は、第1項第3号イに該当し非開示とする（なお、重疊的に条例第7条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）にも該当する場合があります。）。

4 条例第7条第2項第1号の規定による前項第5号（審議、検討等に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

1 第1項第5号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものである。

2 県の機関及び国の機関等の内部又は相互間の審議、検討又は協議に関する情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が公にされ、又は情報が尚早な時期に公にされると、誤解や憶測に基づき住民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定のものに利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり得る。

第1項第5号は、このような情報について、検討途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、県の機関及び国の機関等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、これを非開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、実施機関であるなしを問わない。執行機関、議決機関及びこれらの補助機関（職員）又は事務局（職員）のほか、執行機関が設置する附属機関も含まれる。なお、「国の機関」も同様の趣旨である。

2 「県以外の地方公共団体」とは、岩手県以外の他の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう。

3 「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社の内部又は相互間」とは、①県の機関の内部 ②国の機関の内部 ③独立行政法人等の内部 ④県以外の地方公共団体の内部 ⑤地方独立行政法人の内部 ⑥岩手県土地開発公社の内部 ⑦県の機関の相互間 ⑧国の機関の相互間 ⑨独

立行政法人等の相互間 ⑩県以外の地方公共団体の相互間 ⑪地方独立行政法人の相互間 ⑫県の機関と国の機関との相互間 ⑬県の機関と独立行政法人等との相互間 ⑭県の機関と県以外の地方公共団体との相互間 ⑮県の機関と地方独立行政法人との相互間 ⑯県の機関と岩手県土地開発公社との相互間 ⑰国の機関と独立行政法人等との相互間 ⑱国の機関と県以外の地方公共団体との相互間 ⑲国の機関と地方独立行政法人との相互間 ⑳国の機関と岩手県土地開発公社との相互間 ㉑独立行政法人等と県以外の地方公共団体との相互間 ㉒独立行政法人等と地方独立行政法人との相互間 ㉓独立行政法人等と岩手県土地開発公社との相互間 ㉔県以外の地方公共団体と地方独立行政法人との相互間 ㉕県以外の地方公共団体と岩手県土地開発公社との相互間 ㉖地方独立行政法人と岩手県土地開発公社との相互間を指す。

- 4 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び岩手県土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議のほか、会議、打合せ、意見交換、相談等に関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。
- 5 合議制機関に関する情報の開示・非開示については、当該合議制機関の議事運営規程や議決等によって決せられるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、合議制機関における率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかにより個別具体的に判断されるものである。
- 6 第1項第5号は、審議、検討又は協議に関する情報を開示することによって、当該意思決定等に不当に支障を及ぼす場合に限られるものである。したがって、当該情報を開示することによって、将来の同種の事務に係る意思決定に支障を及ぼすおそれがある場合は、第1項第5号の問題ではなく、条例第7条第1項第6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかにより開示・非開示が判断されることとなる。

5 条例第7条第2項第1号の規定による前項第6号（事務、事業に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
オ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

- 1 第1項第6号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものである。
- 2 公にすることにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社が行う事務又事業」とは、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社が単独で行う事務又は事業及びこれらが共同で行う事務又は事業をいう。
- 2 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。
- 3 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに注意する必要がある。
- 4 監査、交渉、試験その他同種のものが反復されるような性質の事務又は事業にあっては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずることがあり得るが、これも「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。
- 5 第1項第6号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人又は岩手県土地開発公社が行うすべての事務又は事業を対象としており、アからオまでに掲げた以外の事務又は事業に係る情報についても、当該情報を公にすることにより、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときには、非開示とされるものである。
- 6 アからオまでの事務又は事業ごとに掲げた支障は、典型的な支障を記述したものであって、当該事務又は事業における公にすることによる支障は、これらに限定されるものではなく、公にすると、それぞれに記述した支障以外の支障がある場合であっても、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の要件に該当するときは非開示とされるものである。

【具体例】

第1項第6号に該当する代表的な情報の例として、公安委員会及び県警察において特記すべきものとしては、次のものがある。

1 試験問題

県警察学校における試験問題、警察本部における昇任試験問題等については、実施前は非開示とする。実施後も、短答択一式問題については、公にすると、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成作業に支障が生じることから、非開示とする（なお、試験問題の内容によっては、条例第7条第2項第2号（公共安全情報）に該当する場合もある。）。

2 検定の実施基準

警備業法（昭和47年法律第117号）の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公にすることにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、第1項第6号に該当し非開示とする。

6 条例第7条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

- 1 第2項第2号は、公共の安全等に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものである。
- 2 第2項第2号では、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を非開示情報とすることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」
「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。
 - (1) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、第2項第2号に該当しない。
 - (2) 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。
 - (3) 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。
 - (4) 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求め

る意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指すものであり、司法警察職員が公訴の提起後、検察官の指揮を受け捜査にあたる場合もこれに含まれるものである。

- (5) 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、第2項第2号に該当する。

- 2 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる調査活動や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、第2項第2号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、第2項第2号に含まれる。

なお、風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給、災害警備等の一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、第2項第2号ではなく、条例第7条第1項第6号の事務又は事業に関する非開示情報の規定により開示・非開示が判断されることになる。

- 3 「・・・おそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、第2項第2号に規定する情報に該当するかどうかについての公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定としているものである。

【具体例】

- 1 公安委員会及び本県警察の保有する情報の中で第2項第2号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

- (1) 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼ

すおそれがあるもの

- (2) 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で公にすることにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの
- (3) 公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
- (4) 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれがあるもの
- (5) 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
- (6) 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの
- (7) 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの
- (8) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるもの

2 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記のとおり第2項第2号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ第2項第2号の対象から除外されるものではなく、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）違反事件や道路交通法（昭和35年法律第105号）違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、第2項第2号に該当し、非開示とする。

3 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。）（以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、第2項第2号に該当し非開示とする。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、非開示とする。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等本県警察、警察庁又は他県警察において広報された情報は、開示する。

7 条例第7条第2項第3号（人の生命、身体等の保護に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

前2号に掲げるもののほか、公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報

【趣旨】

第2項第3号では、前2号に掲げるもののほか、公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報の要件を定めたものである。

【解釈・運用】

「人の生命、身体、財産等の保護」とは、人の生命、身体、財産、名誉、社会的地位、自由等を危害から保護し、又は当該危害等を除去することをいう。

なお、第2項第3号は、前2号に該当しない情報に適用されるものであり、人の生命、身体、財産等への危害が及ぶ情報であっても、刑事法の執行を中心とした公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものについては、前号の規定を適用することとなる。

第3 部分開示

【条例の定め】

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に前条の規定により公にすることができない情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 第1項は、行政文書の一部に非開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務及びその要件を明らかにするものである。
- 2 第2項は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部に個人識別情報（非開示情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して取扱うべき場合及びその場合における非開示とする範囲について定めるものである。

【解釈・運用】

1 「第1項」について

- (1) 部分開示を行わなければならないのは、「非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」場合であり、行政文書のどの部分に非開示情報が記録されているかという記載部分の区分けが容易でない場合や、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に容易でない場合（電磁的記録の場合等）には部分開示の義務がなく、開示しない旨の決定を行うこととなる。

なお、行政文書の量が多く、時間・労力を要することは、区分・分離の容易性とは関係がない。

- (2) 非開示情報が記録されている部分を除いた部分に「有意の情報」が含まれていないとは、当該部分に記載されている内容が公表情報だけとなる場合、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。このような場合は、開示をしない旨の決定を行うこととなるが、当該決定に際し、「非開示情報の記載部分を除くと、〇〇のような状態になるので、有意の情報が含まれなくなると認められる。」などの理由を明らかにする必要がある。
- (3) 部分開示決定は、部分非開示決定でもあることから、非開示決定の部分については、理由提示の義務が生じる。

2 「第2項について」

- (1) 非開示情報と非開示情報に該当しないものが混在している通常の部分開示(第1項)の場合と、全体として非開示情報に該当するが、個人識別性のある部分を除くことにより開示しても支障がなくなる場合とは、性質を異にするので、後者について、第1項とは別に、この項を設けたものである。
- (2) 個人識別性のある部分を除いて開示しても、例えば、未発表の論文等、個人の権利利益を害するおそれのあるものは、この部分開示の対象とはならない。

第4 行政文書の存否に関する情報についての基準

【条例の定め】

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにし、開示又は非開示を決定すべきであるが、第10条は、その例外として、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合について定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報など、開示請求に対し、当該行政文書は存在するが非開示とする、又は当該行政文書は存在しないと回答するだけで、本来的に非開示情報として保護すべき利益が害されることとなる場合をい

う。

- 2 第10条により開示請求を拒否するときは、条例第11条第2項の開示をしない旨の決定を行うこととなり、必要にして十分な拒否理由の提示を行う必要がある（行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号）第8条第1項）。
- 3 開示請求を拒否するときは、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で拒否するのが原則であり、この規定は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることで、非開示情報として守られるべき利益が害されてしまうときにおける例外的措置を定めたものであるため、その適用に当たっては、厳格に解釈し、濫用されることのないようにしなければならない。
- 4 この規定を適用し開示請求を拒否しようとする場合にあっては、事前に、当該情報の内容及びこの規定を適用する理由を明らかにしたうえで、県民課に、その適否について協議するものとする。

【具体例】

- ① 特定の個人の前科、前歴に関する情報（条例第7条第1項第2号）
- ② 特定の個人の病歴に関する情報（条例第7条第1項第2号）
- ③ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（条例第7条第1項第3号）
- ④ 犯罪の内偵捜査に関する情報（条例第7条第2項第2号）
- ⑤ 公にされていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（条例第7条第2項第2号）
- ⑥ 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（条例第7条第1項第5号）
- ⑦ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（条例第7条第1項第6号）

第5 代表的な文書類ごとの基準

1 公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として開示するが、記載内容中に条例第7条第2項各号に掲げる非開示情報がある場合は、当該情報は非開示とする。

非開示とする情報として、次のような例が考えられる。

- (1) 捜査中の事件に関する情報等公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（条例第7条第2項第2号）
- (2) 特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公にすることにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（条例第7条第2項第2号）
- (3) 委員長又は委員の発言内容や氏名を公にすることにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（条例第7条第1項第5号）

2 会計支出文書

県費の会計支出文書の開示・非開示の判断は、各会計支出文書に共通して記載されて

いる情報については、共通事項として取りまとめ、代表的な歳出予算の区分毎に考慮しなければならないものについては、個別事項として取りまとめて、次のとおり取り扱うものとする。なお、国費の会計支出文書の開示・非開示の判断は、県費のものと同様に取り扱うものとする。

(1) 共通事項

○ 警察職員の氏名等の個人情報

- ・ 警察業務の職務執行に係る情報に含まれる警察の職員の氏名については、条例第7条第1項第2号（個人に関する情報）ただし書アに該当し、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている警部又は同相当職以上の職員は開示し、それ以外の職員の氏名については非開示とする。ただし、当該職員が個別の犯罪捜査等の活動に従事したもので条例第7条第2項第2号に規定する公共の安全等に関する情報に該当する場合には、その氏名は当該警察職員が警部又は同相当職以上の職員であっても非開示とする。
- ・ その他警察職員の住所、金融機関口座番号、職員番号及び債権者コード等の私的情報は、非開示とする。

○ 警察との取引業者に係る情報

業者名、代表者名、電話番号等は開示するものとし、取引金融機関口座は、条例第7条第1項第3号の法人等に関する情報に該当するとして非開示とする。

また、業者の担当者名、担当者印は、個人に関する情報として非開示とする。ただし、業者名を明らかにすれば犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合や、危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められる場合は、条例第7条第2項第2号の公共の安全等に関する情報に該当し、業者名も非開示とする。

なお、このような取引業者の例としては、次のものが挙げられる。

- ・ 警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるもの（施設の維持管理等の委託業者等）
- ・ 捜査支援システムの開発・器材を発注している業者
- ・ 特殊な装備の納入業者

(2) 個別事項

○ 旅費

- ・ 個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがないと認められるものは開示する。ただし、個人に関する情報に該当する部分を除く。
- ・ 個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（条例第7条第2項第2号の公共の安全等に関する情報に該当するもの）については、旅行者の職、氏名、行先、目的、交通手段及び交通費等に関する情報は非開示とする。

なお、旅費に係る文書の開示・非開示を検討するに際しては、旅費の予算科目（一般警察活動費、刑事警察費等）の別に依じて一律に決めるのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公にすることにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断しなければならない。

○ 報償費のうち捜査費

- ・ 捜査費の個別の執行に係るもの

捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、第7条第2項第2号の公共安全等に関する情報に該当し、原則としてすべて非開示(警察職員氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等)とする。

- ・ 捜査費の月単位又は所属別の支出額

捜査費の県全体における月別の支出額及び所属別(警察本部では課等の単位、各警察署では署の単位)の年単位の支出額は開示する。

所属別の月単位の支出額は、その額の変動状況から個別捜査の進展等を推認することが可能となるなど、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあるものである。

特にも内偵型事件捜査を行う所属ではこの状況は顕著であることから、所属別の月単位の支出額は、条例第7条第2項第2号の公共安全等に関する情報に該当し、非開示とする。

なお、所属別の月単位の支出額は、当該月終了後3年を経過したものを原則として開示する。

○ その他の報償費

各種会議における講演や学校教養における講義などの謝金その他報償費については、原則として開示する。ただし、通訳謝金、鑑定謝金などの犯罪捜査等に関わる謝金については、支給の相手方が公にされることにより、同人に対する報復や危害が加えられるおそれがあり、条例第7条第2項第2号の公共安全等に関する情報に該当し、非開示とする。

○ 会議費(食糧費及び使用料・賃借料)

会議費の支出に関する文書については、共通事項において非開示とするものを除いて原則として開示する。

例外として、捜査会議等警察活動に関する情報交換のための会議開催に伴う会議費の執行に関する文書であって、公にすることにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分は条例第7条第2項第2号の公共安全等に関する情報に該当し、非開示とする。

非開示とする部分は、主として会議の件名、出席者等の会議の内容が推知されるおそれのある情報であるが、会議の開催場所についても、当該場所の近辺での犯罪の捜査等を予定し、その打合せのために開催した会議等に係るものについては、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とする場合がある。

○ その他の食糧費

- ・ 懇談

懇談に要する経費の支出に係る文書については、共通事項において非開示とするものを除いて原則として開示する。

- ・ 弁当代等

警備等に関連して支出された弁当代等については、支出の状況が判明すると警

備等の体制が判明し、犯罪の予防、鎮圧等に支障を及ぼすおそれがある場合は、条例第7条第2項第2号の公共の安全等に関する情報に該当し、非開示とする。

○ 物品の購入（需用費及び備品購入費）

物品の購入に係る文書は、共通事項において非開示とするものを除いて原則として開示する。ただし、物品の購入に係るもののうち、犯罪の鎮圧又は捜査等に使用する特殊な装備、機材については、条例第7条第2項第2号の公共の安全等に関する情報に該当し、非開示とする場合がある。この場合においても、価格のほか、品名、数量、仕様（性能）、納入先（配備状況）の情報の開示・非開示の判断は、物品ごとに個別にその支障を検討する必要がある。例えば、価格でこれを明らかにすることにより、仕様（性能）が判明（推知され）し、犯罪の鎮圧又は捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、条例第7条第2項第2号の公共の安全等に関する情報に該当するものとし、非開示とする。

○ 工事請負費

工事請負費の支出に係る文書は、共通事項において非開示とするものを除いて原則として開示する。ただし、警察施設の間取り、建物の構造等が判明する設計図書や電気、電子計算機設備、情報通信設備及び機械設備については、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ条例第7条第2項第2号の公共の安全等に関する情報に該当する場合に限り、非開示とする。

○ 負担金、補助金及び交付金

関係団体への補助金等の支出に係る文書は、共通事項において非開示とするものを除いて原則として開示する。

3 会計支出文書以外の会計文書

会計支出文書以外の会計文書の開示・非開示の判断については、次により取り扱うものとする。

(1) 予算関係文書

概算要求文書、概算要求説明資料等の予算関係文書の開示・非開示の判断は、主として次による。

○ 品名、数量、仕様（性能）、供用先（配備状況）については、物品の購入と同様の取扱いをする。

○ 概算要求説明資料等には捜査手法の説明等が含まれており、その部分については対抗措置を執られて公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ条例第7条第2項第2号の公共の安全等に関する情報に該当する場合には、非開示とする。

(2) 決算関係文書

決算書、歳出決算報告書、県の債務に関する計算書等決算に関する文書については、開示する。

(3) 国有又は県有財産・物品管理関係文書

ア 国有又は県有財産の取得、維持、保存、運用、処分に関する文書については、原則として開示する。ただし、警察職員宿舎の所在地に関する情報については、公に

することにより、当該宿舎に対する不法行為がなされ、又は、当該宿舎に居住する職員等に危害が加えられるおそれがあることから、条例第7条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に該当し、非開示とする。ただし、市町村名までは開示する。また、無線中継所等妨害活動の対象とされるなどのおそれのある警察施設についても、所在地が判明する部分については非開示とする。

イ 物品管理関係文書

物品の増減及び現在額報告書については、開示する。

個別の物品に係る情報については、物品の購入と同様の取扱いをする。

(4) 営繕・機器設置工事関係文書

警察施設の設計図書等については、施設の所在地を明らかにできない場合を除き、位置（案内）図、配置図、外観の立体図については開示する。

なお、施設内の間取りや建物の構造が判明する建築工事関係設計図書については、工事請負費と同様の取扱いとする。

(5) 入札関係文書

入札実施に関する公告事項、入札欠格事項、参加資格要件、有資格者名簿等入札参加の手續・結果に関する文書は開示する。

ただし、参加資格申請書、添付書類、有資格者名簿等であって入札予定者の経営内容、実務能力又は評価結果を記載した文書等については、法人等に関する情報として非開示とする。

また、各種入札に係る予定価格で、公表することによって他の契約の予定価格を類推させ、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合には、条例第7条第1項第6号（事務、事業に関する情報）に該当し、非開示とする。

4 警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

○ 基本的考え方

職員数に関する情報は、原則として開示する。ただし、公にすることにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、非開示とする。

○ 部及び所属別の職員数に関する情報

部別の定員、所属別の配置基準人員に係る情報は、開示する。

○ 他県警察の職員数に関する情報

警察本部が保有する他県警察職員の定員等に係る情報（都道府県警察別の定員・現在員、都道府県警察別の階級別定員及び部門別配置基準）は、開示する。

5 他県警察から取得した犯罪等の事件に関する報告書（いわゆる事件通報）

○ 内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する報告書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に支

障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め、原則として非開示とする。

なお、開示請求の態様によっては、行政文書の存否に関する情報となる。

○ 内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

- ・ 個人情報について

この審査基準第2の2に従って対応する。

- ・ 個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、非開示事由に該当するか否かを個別に判断する。

非開示事由のうち、条例第7条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

- ① 犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公にすることにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報
- ② 公にすることにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係
- ③ 捜査手法に関する情報であって、公にすると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの
- ④ 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は、捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの非開示事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、開示請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、開示・非開示の判断に影響を与える要素の一つである。

6 情報通信システムに関する情報を記載した文書

情報通信システムのウイルス対策装置、暗号化装置、侵入検知装置等、情報セキュリティ対策の内容が特定できる情報については、公にすることにより、当該システムの防御能力等が判明し、犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、条例第7条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に該当し、非開示とする（なお、重疊的に条例第7条第1項第6号（事務、事業に関する情報）にも該当する場合があり得る。）。

7 「訴訟に関する書類」について

○ 基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、条例第42条の適用除外規定により、刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物については、」適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴

訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度に委ねることとしたものと解される。

条例の適用除外とされる「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる（立花書房「注釈刑事訴訟法〔新版〕第一巻」、青林書院「大コンメンタール刑事訴訟法第一巻」）。

○ 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）の制度内で開示・非開示の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外となる。

○ 訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における開示・非開示の判断、開示手続等に服させることが妥当であることから、条例の適用除外となる。

○ 行政文書に添付された訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しが、行政文書に添付されている場合であっても、実質的に当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該行政文書と一体のものとはみなされず、条例の適用除外となる。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該行政文書と一体のものとみなされることから、条例の適用対象となる。